

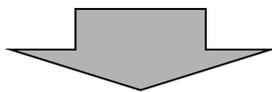
# 「社債券等の募集等に係る需要情報 及び販売先情報の提供に関する規 則」の制定について

2020年9月16日

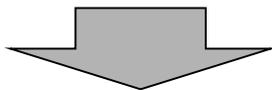
# 1. 検討の経緯

○当局からの問題提起や会員からの検討提案を踏まえ検討に着手

主幹事会員が社債券等の募集等の引受けを行う際の透明性向上策等に関して検討



○2019年12月、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」を設置  
(エクイティ分科会の下部のワーキング・グループ)



○「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」において検討

・発行条件決定プロセス等の見直し

→社債券等に係る需要情報及び販売先情報を発行者に提供することや当該情報提供に係る社内規則の整備、社内検査等を求める自主規制規則の制定について検討

## 2. ワーキング・グループにおける検討の結果

### 検討の視点

- 多様な投資家が存在する欧米では、社債券の発行条件の決定プロセスにおいて、正確な需要をもとに発行条件交渉を行うPOT方式が主流となっている。POT方式では需要情報及び販売結果について投資家の実名が発行者に伝達されており、透明性が高いと考えられている
- 一方、日本においてはリテンション方式が主流であり、発行者に伝達される情報が限定的であるとの指摘もある
- 主幹事会員が社債券の募集等の引受けを行う際の条件決定に関する一連の手続について、より一層透明性の向上を図ることが必要

### 「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」における検討結果

- 条件決定プロセスを以下のとおり見直す
  - ①リテンション方式・POT方式に関わらず、需要情報及び販売先情報について、発行者に対して、「主要な投資家の実名」を提供する  
(欧米のPOT方式と異なり日本のPOT方式では、必ずしも主要な投資家の実名が発行者に提供されない場合もあるため、POT方式でも原則実名で情報共有)
  - ②発行者に提供する情報（上記①）について主幹事間で原則として共有する

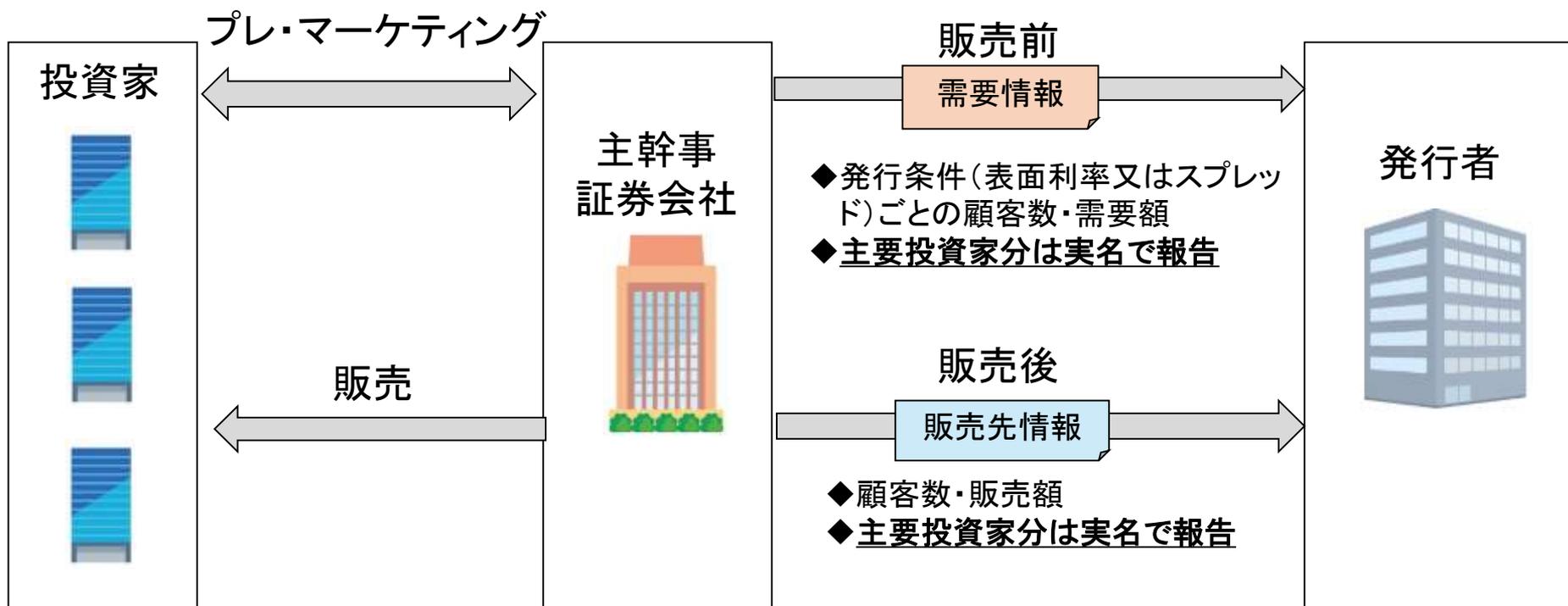
→POT方式・リテンション方式ともに発行者への情報提供を義務化することで、重複需要の発生を防止価格透明性の高い起債運営が期待できる。

POT方式 : 主幹事が主要投資家の名称や需要額・購入額をシステム(POT)に入力して発行者と共有する方式

リテンション方式 : 各主幹事が投資家の名称を伏せて総需要のみを発行者に提供する方式  
現状は、業態ごとの件数と金額の合計のみ共有されることが多い

### 3. 条件決定プロセスの見直し案の概要

- 主幹事証券会社が、発行者に対して、プレ・マーケティングで取得した「需要情報」と「販売先情報」を提供することで、正確な需要をもとに適正なプライシングが行われ、かつ、その結果が検証可能となるよう条件決定プロセスを見直す



## 4. 規則案の概要

項目	自主規制規則案の概要
1. 対象債券	主幹事方式で発行される社債券等(個人向けを除く)* 1
2. 需要情報	発行条件(表面利率又はスプレッド)ごとの顧客数・需要額
3. 販売先情報	顧客数・販売額
4. 需要・販売先情報の提供に際して、実名が必要となる投資者の範囲	<p>プレ・マーケティングの対象先である主要な投資家(預金等取扱金融機関+投資助言・代理業者+投資運用業者+投資法人+保険会社+いわゆる中央公的+需要・販売額が10億円以上の法人)</p> <p>※上記以外は実名が不要で、業態別の需要情報又は販売先情報を発行者へ提供する ※引受会員自身の需要情報・販売先情報があれば、明示する</p>
5. 社内管理体制の整備	需要情報及び販売先情報の取得・提供方法、社内検査手続の実施、各種記録の保存等について、社内管理体制を整備
6. 規則施行時期	施行時期は、2021年1月1日(ただし、地方債は2021年4月1日)なお、発行額100億円以下の起債案件は、2021年6月30日まで本規則を適用せず、7月1日から全面施行

\* 1: 事業法人債、地方債、財投機関債、投資法人債、サムライ債、ソブリン債

## 5. 今後のスケジュール

日程(予定)	手続等
2020年9月16日～10月15日	パブリック・コメント募集期間
2020年11月17日	規則の制定 (自主規制会議)
2021年1月1日	規則の施行 (地方債は2021年4月1日)  <経過措置> 発行額100億円以下の起債案件は、2021年6月30日 日まで本規則を適用せず、7月1日から全面施行